

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正

現行		改正		改正理由
別表第2 (第6条(規則番号等)第2項第2号(当該部局等の略称)関係)		別表第2 (第6条(規則番号等)第2項第2号(当該部局等の略称)関係)		新たに「スマートコアファシリティー推進機構」が設置されることに伴う改正
略称	部局等	略称	部局等	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>ス</u>	<u>スマートコアファシリティー推進機構</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則 (令和3年10月13日規程第44号)

この規程は、令和3年10月13日から施行する。